

学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために <概要>

「学校と関係機関との行動連携に関する研究会」報告

【本研究会について】

「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」の一環として、学識経験者、関係機関及び当該事業の指定地域の教育関係者等からなる研究会を設置し、学校と関係機関との行動連携を推進する方策や支援の在り方について検討を行った。

期間：平成15年7月～平成16年3月（全10回）

主査：大阪市立大学大学院教授 森田洋司

はじめに（基本的な視点）

- ① 関係機関等との連携を教職員の個人の努力に任せるのではなく、学校として関係機関等と組織的・継続的に連携していくことが可能となるようなシステムを生徒指導体制の中で整備する必要がある。
- ② 教職員一人一人が、児童生徒の問題行動等への対応においては、関係機関等との連携が重要であるという認識を持った上で、形式的になることなく日々の生徒指導を充実させる必要がある。

行動連携に当たっての基本的な考え方

1 日常的な連携の推進

- 学校は、児童生徒の問題行動等に対して組織的かつ効果的に対応できる指導体制を整備する。
- 学校は、問題行動等が深刻化する前に効果的に対応するために、積極的に地域の人材を活用した「校区内ネットワーク」を設け、生徒指導の機能を強化する（必要に応じて関わりの深い関係機関にも参加を依頼する。）。
- 地域における連携を一層推進するためには、主として市町村単位で設置される「市町村ネットワーク」の場を活用して、地域の教育力を生かした子どもの健全育成に関する連携を広く日常的に行っていくことが重要である。

2 サポートチームによる連携

学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合や、複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、学校が関係が深い機関等とともに個々の児童生徒の問題行動等に対応する「サポートチーム」を形成して、共通の目的の下で、それぞれの権限等に基づいて対応することが効果的である。

3 教職員の意識の向上

連携を真に実効性のあるものにするためには、連携のためのシステムづくりに加えて、管理職や生徒指導主事等連携の「要」となる教職員を中心に、教職員一人一人が常に問題意識を持って、取組が形式的に流れることがないよう努めることが重要である。

行動連携に当たっての具体的な方策

第1 日ごろからの連携

児童生徒の問題行動等の背景には、学校、家庭及び地域における様々な要因が複合的に結びついていることから、問題行動等の未然防止や発生時の適切な対応のためには、学校は、校内体制を整えた上で、関係機関等と連携して多用な取組を行うことが必要である。

1 校内における連携体制の整備

(1) 管理職を中心とした連携体制の整備と教職員間における共通理解の徹底

- 保護者・地域からの相談や児童生徒の問題行動等への対応等については、管理職は、校内分掌を明確化・具体化した上で、自らも積極的に関わる姿勢を持つ。
- 教職員間において情報の共有化や指導方針に関する共通理解を図り、また、スクールカウンセラー等を生徒指導に生かす体制を整備する。

(2) 保護者・地域・関係機関に対する一元的・組織的な対応

- 校内における連絡責任者を明確にするなど、保護者、地域及び関係機関からの情報提供・相談に対応する体制を整える。
- 関係機関等との連携の必要性について、PTAの会合、保護者会、学校評議員会議等の場を活用して、保護者や地域へ周知と理解を図る。

(3) 実践的な方法による教職員への周知・徹底

- 関係機関等の役割、業務内容等について、関係機関等連絡一覧表を作成するなどにより、教職員への周知徹底を図る。
- 具体的な事例を用いた研修会等を実施し、関係機関等との連携の重要性やサポートチームの活動についての周知を図る。

2 「校区内ネットワーク」の形成、活用

- 主に中学校区ごとに、「校区内ネットワーク」を形成し、学校における生徒指導の機能を強化する。
- 校内の連絡責任者は、学校に寄せられた情報を整理・集約する一方で、校区内ネットワークを主体的に活用するなど中心的な役割を果たす。
- 地域の人材を活用した地域独自の取組を行うなど、学校と地域の相談・協議の場として、積極的に活用する。
- 初期段階から学校と地域が連携して対応することが効果的なことから、現状では問題性がさほど高くないときであっても、校区内ネットワークの活用を検討する。

3 「市町村ネットワーク」の参加、活用

- 学校は、地域の「市町村ネットワーク」へ積極的に参加する。
- 学校側から市町村ネットワークの構成員に対して、積極的に情報提供をするなど、児童生徒の問題行動等を防止するため、主体的な働きかけを継続的に行う。

4 「校区内ネットワーク」と「市町村ネットワーク」の関係

地域における各種ネットワークは多層的・複層的に存在していることか

ら、地域によっては双方の構成員が重複することも考えられる。

5 教育委員会の役割

各学校における生徒指導の状況について十分把握し、必要に応じて適切な指導・助言を行うとともに、自ら学校・関係機関等へ働きかけて連携を推進したり、具体的な事例を題材にした事例検討等の研修を充実させる。

第2 サポートチーム形成の必要性の判断

1 「サポートチーム」形成の考え方

- 「サポートチーム」は、問題行動等を起こしている個々の児童生徒について、学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の権限等に基づいて多様な対応を行うために形成されるものである。
- 「サポートチーム」は、原則として、一人の児童生徒に対して、一つのサポートチームが形成される。

2 サポートチーム形成の要否

- 学校や地域の人材による対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合に、サポートチームの形成が必要と判断される。
- サポートチームを形成しない場合としては、学校内の対応に工夫の余地がある場合、単一の関係機関による対応で十分な場合、より優先すべき対応方法がある場合などが考えられる。

第3 サポートチームの形成

1 サポートチーム形成の要請

(1) 要請主体

- サポートチーム形成の要請は、校長が校区内ネットワークにおける意見等を踏まえつつ、市町村教育委員会を通じて市町村ネットワークの事務局に対して行うのが望ましい。
- 教育委員会からの指導・助言に基づいて校長がサポートチームの形成の要請を行う場合や、関係機関等からの情報提供を受けて教育委員会がサポートチーム形成の要請を行う場合もあり得る。

(2) 要請に対する検討

- サポートチーム形成の要請を受けた市町村ネットワークの事務局は、市町村ネットワーク構成員の同意が得られたときにサポートチームを形成する。
- 教育委員会は、学校からのサポートチーム形成の要請を受け止め、他の市町村ネットワーク構成員に伝達するための体制を整備する。

2 サポートチームのメンバーの選定

- 児童生徒に対してどのような支援が必要かという観点から、実際に対応できる人物をメンバーとして選定する。また、地域の人材を積極的に活用する。
- 保護者の協力が得られると対応がより効果的になるため、事案に応じ、

保護者の参加も視野に入れたメンバー選定が重要である。

3 適切な役割分担

サポートチームの活動においては、各機関等の専門性等を有機的につなげ、各機関の機能を最大限活用することが重要であることから、関係機関間の適切な役割分担が重要となる。

4 連携調整役（コーディネーター）の決定

(1) 連携調整役（コーディネーター）の役割

連携調整役は、同じ方向性を持った指導・支援を行うために各機関等の活動を調整するなど、サポートチームの中心的な役割を果たす。

(2) 連携調整役（コーディネーター）を担う機関等

生徒指導上の問題に関しては教育委員会が連携調整役となるが、地域の実情や個々の児童生徒の問題行動等の要因に応じて、最も適切に対応し得る市町村ネットワークの構成員が連携調整を行うことが望ましい。

5 他のネットワーク等の活用

個々の児童生徒への対応に活用できる既存のネットワーク等を利用する。

第4 サポートチームの活動

1 情報・問題意識の共有

各関係機関等が持っている情報や問題意識を集約し、共有することにより、迅速かつ効果的な対応が可能となる。

(1) 日ごろからの信頼関係の構築

市町村ネットワークを土台にして、日ごろからのお互いの信頼関係の構築に努めておくことが重要である。

(2) 個人情報保護への配慮

- 個人情報保護の観点から、サポートチームのメンバー間で共有する情報は、共通認識を図る上で必要な範囲に限定することが適当である。
- サポートチームを形成して情報を共有する場合、法律上、目的外提供の原則禁止の例外として認められると解される（個別には条例による。）。

(3) 秘密保持の徹底

- サポートチームのメンバー間において共有される情報が他に漏れることのないよう「秘密保持」を徹底することが重要である。
- 法律上守秘義務の課されていない者がサポートチームのメンバーになる場合もあることから、サポートチームにおける情報の取扱いについてあらかじめ守秘義務を明記した規約等を整備しておく必要がある。

2 共通理解に基づく同じ方向性を持った指導・支援

(1) 指導目標の設定と指導計画の作成

- 指導目標は、長期と短期に分けて設定し、これらの達成に向け、生育歴や家庭環境をも視野に入れた指導計画を作成する。
- 長期目標は、最終的に目指したい姿について、卒業等の区切りを考慮

して定める。短期目標は、当面目指したい姿について、具体的かつ実現性のある目標を定める。

(2) 活動記録の作成、保管

- 個別事案への対応の記録や会議内容は簡潔に記録し、また、情報公開請求時の取扱いを前もって決めるなど、文書管理のルールを明確化する。
- サポートチームの活動記録にアクセスできる者を限定するなど、安全管理（セキュリティ）措置を徹底する。

3 継続的な指導

(1) 学校による継続的な関与

学校は、サポートチーム形成後も、引き続き児童生徒の学校復帰や立ち直りへ向けた支援を組織的に継続することが重要である。

(2) 計画的な評価の実施

評価は、サポートチームの指導目標に対する達成状況で判断する。

(3) 指導目標の設定と指導計画等の再設定

状況や展開次第で、指導目標・指導計画の見直しを行ったり、メンバーを入れ替えたりする。

第5 サポートチームの終結等

1 サポートチームの終結又は継続の決定

(1) 終結についての検討

- サポートチームのメンバー間における協議に先立って、各関係機関等がそれぞれの方針(終結又は継続)を検討する。
- サポートチームのメンバー間で協議を行い、終結又は継続を決定する。

(2) サポートチームを終結する場合

- 学校や校区内ネットワークによる対応が可能となった場合や当初の指導目標(長期)が達成されたときに終結する。
- 少年院送致等のように、サポートチームによる対応が事実上不可能になった場合も終結する。

(3) サポートチーム終結後の留意点

問題行動等の再発の予兆を見逃さないような工夫が必要である。

2 日ごろの連携へのフィードバック

(1) 市町村ネットワークにおけるフィードバック

サポートチームにおける取組の成果を市町村ネットワークにおける非行・犯罪被害防止の取組等に生かすことが重要である。

(2) 将来の活用に向けた資料の保管

サポートチーム活動資料については、不必要な個人情報を削除した上で保存し、今後の指導のために活用することが重要である。